

# 銃 剣 道 競 技

1. 期 日 令和8年11月1日(日) 開会式 9:30  
閉会式 16:00 (予定)
2. 会 場 島原復興アリーナ
3. 競技種別(部)及びエントリー

種 別	監 督	選 手
団体試合(郡・市)	1	5
同 (自衛官)	1	5
個人試合(郡・市)		5
同 (自衛官)		62
同 (少年)		2

## 4. 競技上の規定及び方法

- (1) 競技は団体及び個人戦とする。
- (2) 団体戦は銃剣道のみとし、郡・市対抗と自衛官の部とする。個人戦は銃・短剣道とし郡市に区分し、年齢別に区分する。
- (3) 団体戦
- ア チームの構成は監督1名、選手5名、補欠1名とし、年齢・段位に制限なし。(階級指定無)
- イ 補欠は欠員に補充し他の変更はできない。
- ウ 郡市の試合は全チームを2組に区分してリーグ戦を行い各組の1位をもって優勝決定戦を行う。尚各組の2位はともに第3位とする。(出場チーム数によって1組総当たりで実施)自衛官の試合は決勝トーナメント戦を実施。
- (4) 個人戦
- ア 試合区分は銃剣道・短剣道とし、郡市の銃剣道は35歳以下、36歳～50歳、51歳以上とし、自衛官は、男女区別せず2段以下、3段・4段、5段以上に区分する。短剣道は男子の部、女子の部に区分する。少年の部は出場選手により学年ごとに区分、但し各区分の出場が著しく差異を生じた場合は変更することもある。
- イ 試合はトーナメント戦とし、各区分ごとに順位を決定する。
- (5) 試合は団体戦、個人戦とも3分3本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は判定とする。
5. 参加資格及び年齢基準
- (1) 選手は本県に在住し、県連の登録会員であること。
- (2) 令和8年4月1日起算とする。

## 6. 審判・試合規則及び細則

全日本銃剣道連盟の諸規定による。

## 7. 表彰

(1) 団体戦 1位 優勝杯・賞状 2・3位 賞状

(2) 個人戦 1位・2位・3位 賞状

## 8. 名簿提出

(1) 郡市競技団体は、協会が定める日時までに郡市協会へ提出

(2) 自衛官は、10月19日(月)までに事務局へ提出

(3) 選手変更については、当日監督会議時に各郡市監督了解のもと選手変更を可能とする。但し  
順番の組み換えは認めない。

## 9. その他

(1) 選手の服装は、銃剣道等服装に関する基準のとおり、袴とし識別章を付けること。上下の混用は認める。

(2) 選手は垂に郡市別及び姓のゼッケンを付けること。

(3) 審判員の服装は、「銃剣道試合・審判規則及び細則」第31条による。